

## 件名：釧路VOR/DMEカウンターポイズ解体工事

令和7年10月23日  
東空建 137 号

| 質問<br>番号 | 図面番号 | 質 疑                           | 回 答                                                                                                               |
|----------|------|-------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1        |      | 交通誘導員は、配置しなくてよいですか？           | 現場付近は一般車両や歩行者の通行がないため、交通誘導員の配置は想定しておりません。                                                                         |
| 2        |      | キュービクルのPCBは、分析してますか？          | キュービクルは撤去済みのため、本工事の対象外となります。                                                                                      |
| 3        |      | 空調設備(フロンガス使用)は、ありますか？         | 本工事の解体範囲はカウンターポイズとディストリビューター室のみであり、VOR/DME局舎は工事対象外となります。なお、機械設備の撤去はディストリビューター室の有圧換気扇のみのため、空調設備(フロンガス使用)の撤去はありません。 |
| 4        |      | 鉄骨は、全て機械施工ですか？                | 施工方法について指定はありませんので、入札にあたっては指定範囲の解体に必要な費用を計上ください。                                                                  |
| 5        |      | グレーチング撤去は、人力及び再利用ですか？         | 施工方法について指定はありませんので、入札にあたっては指定範囲の解体に必要な費用を計上ください。また、撤去した金属類は再利用しませんが、現場説明書のとおり発注者へ引き渡しとなります。引き渡し場所は本工事の敷地内となります。   |
| 6        |      | 除雪費は、別途でしょうか？                 | 除雪費は現時点で見込んでおりませんが、監督職員と協議の上、必要と判断した場合には設計変更にて対応します。                                                              |
| 7        |      | 発電機は、使用可能でしょうか？               | 現場説明書のとおり、工事用電力について構内既存施設の利用は出来ませんが、発電機は使用可能です。                                                                   |
| 8        |      | 仮設給水は可能でしょうか？                 | 現場説明書のとおり、工事用水について構内既存施設の利用は出来ませんので、給水タンク等をご使用ください。                                                               |
| 9        |      | 仮設足場は、鉄骨解体が終わり次第撤去して良いのでしょうか？ | 事前に監督職員の承認を得た上であれば撤去して問題ございません。                                                                                   |
|          |      |                               |                                                                                                                   |
|          |      |                               |                                                                                                                   |
|          |      |                               |                                                                                                                   |
|          |      |                               |                                                                                                                   |